

不法無線局の共同取締りで1名を告発

－東大阪市で警察署と共同で取締りを実施－

近畿総合通信局（局長：淵江 淳（ふちえ あつし））は、飲食店の客引きの連絡用に免許を受けずに無線局を開設していた1名を電波法違反容疑として、警察署に告発しました。

- 共同取締りの実施日等
令和3年9月30日、東大阪市内の繁華街において布施警察署及び阿倍野警察署と共同で取締りを実施し、布施警察署に告発した。
- 不法無線局の種別及び局数
不法アマチュア無線 1局
- 被疑者の住所及び年齢
大阪府東大阪市在住の男（30歳）
- 関係法令及び適用条項
電波法第4条（不法開設）
電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

連絡先：電波監理部 監視第二課（担当：瀬戸口）
電話：06-6942-8528

参考

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法アマチュア無線 ～消防・救急用、鉄道用などの重要無線通信を妨害！～



アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

〈妨害事例〉 ・重要無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無線等）を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害される。

2 外国規格の無線機 ～防災行政用、放送事業用無線などの重要無線通信を妨害！～

近年、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。外国規格の無線機は日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、日本国内で使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える恐れがあります。

日本の技術基準に適合している証明を受けた無線機には技術基準適合マーク（技適マーク）が付されています。

技術基準適合証明マーク

現行のもの



平成7年3月までのもの



外国規格無線機の例

